

平成 28 年度 第 12 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 29 年 3 月 24 日 (金) 午前 16 時 00 分～午後 17 時 05 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>26 名</u> 欠席委員 <u>1 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	欠
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	25	山田 聡		26	藤井 吟一郎	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 愛南町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の 制定について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 28 年度第 12 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 12 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、25 番、山田 聡委員と 26 番、藤井 吟一郎委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第二、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 28 番、御荘長月 2940 番 1、地目・面積は畑・21,581 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 678.3a でございます。</p> <p>受付番号 29 番、増田 2227 番 1、地目・面積は畑・232 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 312.4a でございます。</p> <p>受付番号 30 番、城辺甲 4107 番、地目・面積は田・410 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 295.7a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。28 番お願い致します。
委員	譲渡人は、住所は増田になっていますが、実際には吉田町の人です。場所は地図にあるように、〇〇小学校の少し奥の高い昔の城跡の近くです。譲受人

	<p>は、〇〇農園の奥様です。30年前は甘夏を作っていましたが、ほとんど荒らしている畑ですが、今は山に等しいくらいです。隣は〇〇農園さんが大規模に造成しています。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に29番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は増田の広域農道の四つ角を曲がった所です。手前に譲受人の自宅があり、その隣に畑もあります。管理自体も、草を刈っていつでも野菜が作れる状態になっています。問題ないと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に30番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲受人は、緑でみかんをたくさん作っていて、この土地もみかん園でございます。ちょうど申請地の隣には柏から来られた姉もいます。周りは住宅に囲まれているので、周りの人には迷惑のかからない農作物を作りますという説明でした。場所は青果市場から300mほど行った所です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に議案第2号、愛南町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、愛南町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について、をご説明させていただきます。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い新設されます農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、その選任手続き等の具体的な内容について規則を制定いたしたく提案するものであります。</p> <p>それでは、規則の内容について説明いたしますので、「愛南町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則」をご覧ください。</p> <p>第1条では、この規則の趣旨を定めております。農地利用最適化推進委員を選任(推薦及び募集)する手続き等について、法令又は条例で別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとしております。</p> <p>第2条では、農地利用最適化推進委員の選任方法と、各地域の定数を定めています。</p> <p>第1項は、選任方法としまして、(1)農業者からの推薦、(2)法人又は団体からの推薦、(3)一般募集と定めております。</p> <p>第2項は、第1項に規定する推薦及び募集の定数を定めております。ご覧のとおり、内海地域から西海地域まで、各地域別、区域別に定数を定めております。</p> <p>第3条では、推薦及び募集の資格について定めております。</p> <p>推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の愛南町農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、推進委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するもの、としまして、(1)町内に住所を有する者。ただし、町外に住所を有する者も妨げな</p>

い。(2)町が設置する他の附属機関の委員でない者又は町が設置する他の附属機関の委員であって兼職が禁止されていない者。(3)愛南町の職員でない者。(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者。と定めております。

第4条では、推薦の手続きについて定めております。

第2項は、農業者からの推薦について、第2条第1項第1号の推薦は、町内農業者等3名以上が署名をもってするものとする、と定めております。

第3項は、法人又は団体からの推薦について、第2条第1項第2号の推薦は、団体や組織の代表者が文書とするものとする、と定めております。

第4項は、先ほどの第2項、第3項の規定による推薦をする際に提出する推薦届について定めております。推薦届の様式につきましては、この本文のあと、2ページと3ページめくっていただきましたところにつけておりますので、あわせてご覧ください。様式第1号は、第2項の規定による農業者からの推薦の場合に使用します。また、様式第2号は、第3項の規定による法人又は団体からの推薦の場合に使用します。それぞれ必要事項を記入のうえ、農業委員会会長へ提出するものとする、と定めております。

第5条では、募集の手続きについて定めております。

第1項は、推進委員の募集に当たっては、次の方法により、町民及び団体等へ周知をするものとする、としまして、(1)町の広報等への掲載、(2)愛南町公告式条例第2条第2項に規定する掲示板への掲示、(3)町の公式ホームページへの掲載、(4)前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法、と定めております。

第2項は、募集に応募する際に提出する応募届について定めております。応募届の様式につきましては様式第3号として、この本文のあと、4ページめくっていただきましたところにつけておりますので、あわせてご覧ください。一般募集に応募する者は、様式第3号に必要事項を記入のうえ会長に提出するものとする、と定めております。

第6条では、推薦及び一般募集の期間について定めております。

第2条に規定する推薦及び一般募集の期間は28日間(末日が、愛南町の休日であるときは、その翌日)とする、と定めております。

第7条では、候補者の評価について定めております。

第1項は、会長は、第4条及び第5条の規定に基づき推薦を受けた者及び募集に応募した者から推進委員候補者を選定するに当たり、選任過程の公平性を確保するため、別に定める愛南町農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に、候補者の評価及び意見を求めるものとする、と

	<p>定めております。</p> <p>この評価委員会につきましては、後ほどご説明させていただきます。</p> <p>第2項は、評価委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、農業委員会に意見を報告することとする、と定めております。</p> <p>第8条では、推進委員の選任について定めております。</p> <p>会長は、農業委員会総会における議決によって推進委員を決定したうえで、推進委員を選任し、委嘱状を交付するものとする、としております。</p> <p>第9条では、推進委員の補充について定めております。</p> <p>会長は、推進委員が罷免、失職及び辞任により欠員が生じたときは、この規則に定める手続きに基づき、速やかに後任の推進委員の補充をしなければならぬ、としております。</p> <p>第10条では、その他として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める、としております。</p> <p>最後に、附則としまして、この規則は、平成29年4月1日から施行する、としております。</p> <p>以上、議案第2号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>只今、事務局より説明がありましたが、どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	
委員	<p>地区は関係ないですか。</p>
事務局	<p>推進委員については地区割がございます。</p>
委員	<p>農業委員が推薦するのか、それとも地区からか。</p>
事務局	<p>特にどこから、というのはなく、農業者からの推薦、法人または団体からの推薦。それ以外に、一般募集ということで、ご自分で手を挙げて頂くかたちです。各地区から必ず出してくださいということが、今回は言えないので。</p>
委員	<p>(協議)</p>
事務局	<p>表を見られて定数のことを言われていると思うのですが。あらかじめ各地区の区域の定数としてまとめています。もしかしたら、ある地区で出てこないとか1名</p>

	<p>の所を2名出ることあるかと思ひます。推薦方法は、農業者からの推薦、法人または団体からの推薦なので、地区も団体として扱ひます。</p>
委員	<p>明日自分達の地区の総会があるので、言っておこうかと思ひう。今年農業委員は改選になりますよね。</p>
事務局	<p>農業委員さんの任期は7月19日までになっています。</p>
委員	<p>農業委員の推薦はどうなっているのか。農業委員からの推薦はないのか。</p>
事務局	<p>農業委員についても、同じような形で、農業者からの推薦、法人または団体からの推薦、地区も団体の扱いになります。あとは、一般募集、公募です。</p>
委員	<p>何名ですか。</p>
事務局	<p>14名です。</p>
委員	<p>(協議)</p>
事務局	<p>14名以上の推薦等があった場合は、評価委員会がありますので、その中で、14名を選びます。最終的に、評価委員会を選びます。</p>
委員	<p>まったく農業を知らない人間はどうか。</p>
事務局	<p>全くという方もおられるかもしれないし、少々という方もおられるかもしれません。それについての評価は、評価委員会ですべてもらひます。第3者的な方については、1名程度と思ひています。</p>
議長(会長)	<p>ほかの地区では、司法書士さんなどが入っているみたいです。</p>
委員	<p>(協議)</p>
事務局	<p>区長さんには区長会でお知らせしたり紙で渡したりして、各地区にお知らせはしたいと思ひます。</p>

委員	(協議)
委員	募集は同時進行か。
事務局	農業委員・推進委員は同時に推薦・募集をかけます。手続き上農業委員さんは議会の同意が必要なので、6月議会で、できたら提案・同意を得たいと思います。同意を得たら町長が任命いたしますので、農業委員14名が最初に集まる会で、推進委員を決定いたします。順番的には、農業委員さんが推進委員を決定します。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら原案のとおり制定してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり制定することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 244 番、再設定、御荘菊川 749 番、地目・面積は田・2,216 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号 245 番、再設定、御荘平城 3983 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,429 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号 246 番、再設定、広見 473 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・2,273 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号 247 番、再設定、広見 487 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,172 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p>

受付番号 248 番、再設定、広見 1809 番 1、地目・面積は田・2,122 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 249 番、再設定、広見 1819 番、地目・面積は畑・1,323 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 250 番、再設定、満倉 2434 番 1、地目・面積は田・1,060.75 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 251 番、新規、広見 1004 番外 1 筆、地目・面積は田・2,364 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 252 番、新規、緑乙 3211 番外 3 筆、地目・面積は田・1,910 m²畑・301 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 253 番、新規、御荘長月 2952 番外 5 筆、地目・面積は畑・14,635 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 254 番、新規、中川 1378 番 3、地目・面積は田・750 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 255 番、新規、広見 2684 番 1、地目・面積は田・865 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 7 年でございます。

受付番号 256 番、新規、広見 2683 番 1、地目・面積は田・649 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 7 年でございます。

受付番号 257 番、新規、広見 2685 番 1、地目・面積は田・1,609 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は5年でございます。

受付番号 258 番、新規、城辺甲 2456 番 1、地目・面積は田・987 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 259 番、新規、僧都 989 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・3,831 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

	<p>受付番号 260 番、新規、1028 番 1、地目・面積は田・661 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号 261 番、新規、御荘長洲 396 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,693 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 8 年 6 か月でございます。</p> <p>受付番号 262 番、新規、正木 557 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・3,332 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 263 番、新規、増田 467 番、地目・面積は田・1,140 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 264 番、新規、御荘長月 1050 番、地目・面積は畑・1,447 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 21 年でございます。</p> <p>以上、いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>253 番の借受人は、どんな会社か。</p>
事務局	<p>宇和島市吉田町にある会社です。事業の内容は水稲と柑橘類の生産販売をしている所のようです。宇和島市の農業委員会に照会したところ、特に問題はなく健全な法人です。という回答をもらっています。</p>
委員	<p>経営面積が 0 m²というのはどういうことか。</p>
事務局	<p>愛南町での耕作面積がでてきます。宇和島市から耕作証明を取ってきています。宇和島市の部分につきましては、水田 40,831 m²、果樹園 48,538 m²、併せて 89,369 m²の耕作をしています。</p>
委員	<p>現状がどうなっているのか。</p>

委員	かなり荒廃している。近くにみかんを作っている人がいる。
事務局	利用権の設定はされていなかったです。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人